

鈴鹿市住居表示に関する条例〔地域課〕

(昭和47年10月4日 条例第23号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居表示の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住居番号の付定)

**第2条** 住宅、事務所、事業所その他これらに類する施設であらたに住居表示を必要とする建物その他の工作物を建築した者は、市長に住居番号の付定申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合には、住居表示台帳に基づいて、また必要があれば実地に調査して、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、当該申請者にすみやかに通知しなければならない。

(住居番号の変更)

**第3条** 住居番号のつけられている建物その他の工作物から、当該建物その他の工作物を含む街区の区域外への主要な出入口又は通路(以下本条本項において「出入口又は通路」という。)を変更した者で、その変更が当該基礎番号を異にし、住居番号に変更を生ずる場合は、市長に出入口又は通路の変更届をしなければならない。

2 市長は、前項の届出があつた場合は、住居表示台帳に基づき、また必要があれば実地に調査のうえ、当該建物その他の工作物の住居番号を変更する必要があると認められたときは、その住居番号を変更して当該届出人にすみやかに通知しなければならない。

(住居番号の廃止)

**第4条** すでに住居番号がつけられた建物その他の工作物で、とりこわし又はその他の原因により住居番号を廃止する場合には、関係人はすみやかに市長に住居番号の廃止届をしなければならない。

2 市長は、前項の届出があつた場合には、住居表示台帳に基づき、また必要があれば実地に調査して住居番号を廃止し、当該届出人にすみやかに通知しなければならない。

(街区符号及び住居番号の付け替)

**第5条** 市長は、土地区画整理事業若しくは道路、公園等の公共施設整備事業の施行又は工場敷地等の造成その他の原因により街区の区画形質が変更されることによつて当該区域内につけられている街区符号又は住居番号を用いてその区域内の住居を表示することが著しく不適當となつた場合は、従来の街区符号又は住居番号を廃止し、当該区域をあらたに区画して街区符号又は住居番号をつけなければならない。

(街区符号の変更)

**第6条** 市長は、町の区域内の街区符号が当該区域の変更その他の原因によりその順序が著しく乱れ又は重複した場合には、当該街区符号を整然となるように変更しなければならない。

(告示及び通知)

**第7条** 市長は、第5条及び第6条の規定に基づき、街区符号又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人及び関係行政機関の長に通知しなければならない。

(実態調査)

**第8条** 市長は、住居表示の円滑な実施のため必要があると認めたときは、住居表示の実態を調査することができる。

2 市長は、住居表示の実施区域につけられている住居番号が実態と相違するため関係人又は関係行政機関の長から修正の申出があつた場合は、すみやかにその実態を調査しなければならない。

3 市長は、前2項の調査により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要があると認めたときは、住居表示台帳に基づき住居番号をつけ、変更し、又は廃止して、関係人又は関係行政機関の長にすみやかに通知しなければならない。

(住居番号の表示場所)

**第9条** 住居表示板は、その主要な出入口又は門の適当な箇所で、おおむね地上160センチメートルの高さで歩行者から見やすい場所に表示しなければならない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し、必要な事項は別に市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。